

平成14年3月19日
基礎問題小委員会報告
水 野 忠 恒

Information Technology(IT)と税制
－納税者番号制度・電子申告・電子商取引－

I はじめに－情報化社会の進展による認識の変化

- ・ IT産業の重要性の認識
- ・ ミレニアム・プロジェクト→電子政府（e-Government）というスローガン

↓

- ①電子申告の実現（2003年度）が目標とされる。cf. 特許権の申請
- ②アメリカ財務省報告書（1996年）を契機に、電子商取引の課税問題の認識が広がる。→ オタワ OECD報告書「電子商取引：課税の基本的枠組み」(1998)

③納税者番号制度

↓

このような情報化社会の進展のなかで、納税者番号制度の位置づけ・認識も変化しつつある。

II 納税者番号制度の検討経緯

1) 納税者番号制度の意義に関する審議の経緯（税制調査会）

- ・ 昭和54年度答申 利子・配当課税のありかたに関連し、公平な課税方法として納税者番号制度の検討の必要性を認識した。
- ・ 昭和63年12月 税制調査会「納税者番号等検討小委員会報告」
→国民になじみがなく、技術的にも複雑という認識のもとで、全般的検討がなされた。
- ・ 平成4年11月 税制調査会「納税者番号等検討小委員会報告」
→この報告書までは、納税者番号制度とは、適正・公平な課税を目的とするものとして、特に、利子・配当等の資産性所得の課税を念頭においていると考えられる。そのため、国民にとっては、わずらわしさや費用を受忍することが期待されている。

○平成7年度答申 納税者番号制度について、3つの類型を示す（参考資料）

・平成12年7月 税制調査会「中期答申」

→納税者番号制度の意義と必要性の再確認を行う。

インターネットに象徴される情報化・電子化を背景に、納税者番号制度をめぐる諸状況の変化の指摘がなされた。

①番号利用の一般化（各種のカード）

②国民の番号付与（総背番号）に対する認識の変化がある。

③行政による全国一連の番号の整備が進んだ。

a) 基礎年金番号

b) 住民票コード

・平成13年12月税制調査会「平成14年度の税制改正に関する答申」

i) 適正・公正な課税の実現

ii) 行政の効率化・納税者の信頼の確保

e x. 金融・証券関係税制

↓

①制度の意義

②付番方式のあり方

③導入に伴うコストと効果

④プライバシー保護

⇒ 情報化社会・IT社会（電子化の進展）により、従来の審議に加えて、あらたな検討の必要性・アプローチがあるか。

Ⅲ 情報化社会における納税者番号制度の再検討の必要性と検討項目

1 納税者番号の適用範囲（税制、手続等）

○IT社会においても、納税者番号制度は、金融・証券税制の適正・公平を保つために重要な方法であることには変更はないが、さらに、実際性を考えて、どこまで、その適用を広げてゆくのかということが、重要な論点ではないかと考えられる。

○有害な税の競争のもとで、足のはやい所得である資産性所得について、比例税率による利子なみ課税が、一応の到達点であるという認識をする者もあり、納税者番号制度について、資産性所得を把握する手段としての重要性は弱まっているのではないかという考え方もありうる。しかも、納税者番号制度を採用するならば、足のはやい所得は、益々、海外へ逃避する懸念がある。

- ・もっとも、平成12年の中期答申を含め、従来の報告書は、なおも、総合課税のための重要な手段として納税者番号制度を理解してきている。
 - ・逆に、納税者番号制度は、所得のながれを追求する担保と考えるならば、給与をはじめとするあらゆる所得、さらには資産課税等へも拡大適用される可能性があるという考え方もある。
- この方向性を進めると、賛否は別にして、納税者番号が年金制度にもきわめて接近するものとなる。

2 制度の意義の再認識

1) 適正・公平な課税のための納税者の理解

かつては、実際には、特に、利子・配当等に対する適正・公平な課税に重要であるとされたが、今日では、ITの発展により、納税者番号は 情報化・電子化社会における当然の方向という認識が高まっている。



○しかし、なお国民の間では、プライバシーの侵害や、番号による国民に関する情報の一元的管理に対するアレルギーは、なお、少なくないと思われる。利子並課税のなかで、資産性所得の把握という執行目的の必要性が、實際上、うすれているために、納税者の情報管理を目的とするように、国民に印象づけられないか懸念がある。

ex. 住民票コード化に対する反対市民運動のニュース等(最近のNHKニュース等)



2) やはり、納税者番号制度の導入は、情報化のすすんだ今日でも、適正・公平な課税の実現という意義を有することと、それに対する国民の理解が、何をおいても必要不可欠な要素であると思われる。

3 納税環境の整備と納税者番号制度

1) 租税行政の整備の必要性

- ①情報申告の整備 → 法定資料・添付資料の電子化をいっそう進める。
- ②電子化に対応しうる税務調査 → 納税者の電子データの可視性の維持と、データの改ざんの防止等
- ③申告書類の名寄せを可能にするシステムの構築による効率性の進歩



電子申告のための環境の整備が有益である。→ 納税者番号制度の採用にも有益である。

2) 納税者の利便性の考慮

- ①電子申告 電子化を背景に、納税者番号制度を導入する以上、納税者の利便性を考えなければならない。電子申告を前提とする、walk in service も必要であると思われる。→ 還付手続の促進
また、納税者の希望があれば、インターネットによる自己のコンピュータからの入力・送信も有益であると思われる。

②番号付与の問題

- ・住民票コードには、住民票の取得の簡便性や本人確認の容易性が認められる。
ただし、現在のところ、住民基本台帳法の改正時点において、付帯決議がなされており、納税者番号制度と住民票コードとの結び付きには抵抗がつよい。
- ・基礎年金番号によることは、社会保険と租税との緊密性を明確にする。例えば、銀行口座開設のため、基礎年金番号取得が必要となり、国民年金加入へのインセンティブとなりうる。

しかし、国民年金を要しない、例えば、富裕者にとっては、基礎年金番号が課税のための番号に用いられると、なおさら、加入しなくなるとも考えられる。

- ・法人に対する番号の付与は、いずれにしても、必要である（事業者番号）。

○昭和63年及び平成4年の報告書では、国税庁独自の納税者番号は設けないとしているが、情報化の進展、電子申告の導入を背景として、その再検討はありえないのか、大きな課題がある。

③納税者番号制度と税務以外の利用

平成4年の報告書では、各省共通番号が、連絡会議でも検討されている。

- ・住民票コードについては、すでに、90もの項目に使用される予定である。



- ・情報の一元化は、時期尚早であると思われる。最近の行政の不祥事や政治家との癒着は、情報の一元化に対する不安を増大させられると思われる。プライバシー以前の問題である。
- ・共通番号への情報の集中は、国民の不安を招き、納税者番号制度の導入・定着をかえって、遅らせる懸念がある。また、適正・公平な課税という納税者番号制度本来の目的の不明確化につながる懸念がある。税務以外の公共サービスとは、できるだけ切断されることが望ましい。

○民間利用の問題については、納税者番号制度の報告書では、いずれも、消極的には捉えていないが、所得等の課税標準の把握と関係のない民間機関が、その番号を利用することは、取引先に納税者番号を知らせる義務を負う納税者の秘密が漏れるリスクが高まるのであり、その結果、納税者番号制度に対する国民の不信を招きかねないので、慎重に対応すべきであると考えられる。



(情報の一元化)

カード社会の進展があり、国民は複数のカードに慣れているので、行政サービスにかかわるカード及びそのための番号付与は、複数でかまわないと考える。前述の、個人情報の一元的管理が可能となるような方向の選択は、かえって、国民の協力を遅らせられると思われるので、国民の不安や懸念を招くような方向の検討は、なすべきではないと考えたい。納税者番号制度についても、納税者の利便性を考慮すべきであると思われる。

3) 国民のプライバシーの保護

- ・納税者番号制度に関する2つの報告書では、いずれも、納税者番号の明示された情報が行政に集中するため、コンピュータを通じてプライバシーが損ねられる危険を指摘するが、適正・公平な課税の実現に必要な限りでは、プライバシーの一定の制約をうけるのはやむを得ないとしている。

○相手方に、本人確認の番号を知らせることにより、本人の情報が拡散してゆくことが懸念される。そのため、自分の番号を、第三者に知らしめることの不安が問題ではないかと考える。これには、納税者番号が、みだりに私的に用いられることを規制することに努めるべきではないかと考える。

同時に、雇用主、銀行等の、取引先に納税者番号の告知を要求すべき業種に対する守秘義務・信用保持の義務を考える必要がある。

- ・従来、プライバシーの保護は、国家（地方）公務員法及び個別租税法による罰則に委ねられてきた。納税者番号等の漏洩に対する罰則は、その強化をすべきである。さらに、情報保護法における自己情報の決定権と秘密保持の徹底で十分であるのか。
- ・前述のように、納税者番号は、法律の根拠に基づいて、金融機関や給与所得者の勤務先に知らしめることとなるので、その秘密の保護も必要である。これは、秘密の保持及び保護される対象者が広がるので、さらに、特別の立法による認識を促す意義もあるかもしれない。納税者番号は、本来、本人確認の意味を有すると思われるのであるが、私人に納税者番号を知らしめたゆえに、その濫用・不正使用が懸念されるのである。

c f. ①電子申告

- ・プライバシーの保護は、電子申告の一つの課題である。やはり、国家公務員法及び個別租税法による守秘義務が適用されると思われる。さらに、納税者の提供する申告内容・データの秘密の保護のため、電子申告をする者については、暗号鍵の付与が考えられている。
- ・電子申告においては、特に、本人の確認が必要である。そのため、暗号鍵とともに、認証番号が必要であるが、これは、納税者番号による必要はなく、従来の税務署ごとの整理番号でたりるものとされている。

②電子商取引

- ・納税者番号制度は、もともと、総合課税のために、所得を把握することを目的とするものである。その前提として、取引先における本人確認が必要となるのであるが、逆に、納税者番号は、電子商取引における本人確認に有益である。

- ・電子商取引とは、いわば、取引が、ヴァーチャルな世界で行われるものであるので、本人確認の認証制度を考えるのであれば、多くの取引に義務づけられる納税者番号の利用は、電子商取引についても有益であるといえる。



ただし、それにより納税者番号の民間利用を促進することにもなるという懸念がある。

IV. 総括

昭和63年の納税者番号等検討小委員会当時とは、インターネットの普及に象徴されるように、社会が格段に異なっている。納税者番号をとりまく状況に、電子商取引や電子申告といった、IT社会そのものから生じたものも進展している。

今後、納税者番号制度を検討するに当たっては、このような状況の変化を考慮にいれるとともに、既に、先進諸国に広まっている納税者番号制度を、国際的にも利用できるようにしてゆくことに努めるべきであると思われる。

電子申告は、1990年代のはじめには、パソコン通信であったが、2000年代に入り、インターネットによる傾向にある。わが国では、電子申告も、納税者番号制度も、今後の課題であるが、それだけに、情報交換を進め、税の競争を抑制するひとつとして、国際的にも有効な方向で、論議してゆくべきではないかと考える。納税者番号制度の採用が、さらに、資金の国際移動を促すと考えるよりも、納税者番号制度の国際化に努めるべきであると考えたい。